



結婚し定住される方を応援します！



結婚され、市内に定住される方々を祝福し、

経済的な負担を軽減するため「**結婚奨励金**」を交付します。

奨励金の額

交付区分	合計額	1年目	2年目	3年目
夫婦ともに雲仙市に転入	60万円	20万円	20万円	20万円
夫婦のいずれかが雲仙市に転入	55万円	15万円	20万円	20万円
夫婦ともに雲仙市に在住	50万円	15万円	15万円	20万円

対象者

※結婚奨励金は令和3年度までの『婚姻届出』が必要です

次のすべての要件を満たす人が対象となります。

夫婦ともに42歳未満で、婚姻した日から1年以内に申請し、承認をうけた夫婦

若しくは『夫婦の両方』又は『いずれか一方』が42歳以上の場合で
 平成31年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻し
 令和5年3月31日までに出生した夫婦
 (この場合は、出生した日から1年以内*に申請し承認を受ける必要
 があります)

※出生日が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの夫婦は
令和4年3月31日まで申請できます

拡充
しました！

承認申請時に、夫婦ともに雲仙市内の同じ住所に住民票があり、3年以上市内に居住することを誓約すること

雲仙市の自治会に加入している夫婦

過去に当該奨励金の交付を受けたことがない夫婦

雲仙市税（国保税を含む）の滞納がないこと（世帯全員；但し16歳以上の者に限る）

対象者・同居する人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない人または暴力団員でなくなった日から5年以上を経過している人

※離婚した夫婦が同一の相手と再度婚姻する場合、離婚期間が3年に満たないときは、対象となりません

※交付期間中に3年以上の定住などの要件を満たさない場合は、交付の決定を取り消し、奨励金を返還していただきます



詳しくは 地域づくり推進課 または 各総合支所まで TEL:0957-38-3111

交付までの流れ

①承認申請（※最初の1回のみ）

※婚姻した日から1年以内に手続きが必要です！

【提出書類】

- (1) 結婚奨励金承認申請書（様式第1号）
- (2) 婚姻前の**戸籍の附票抄本**（夫婦各自1通ずつ）
及び婚姻後の**戸籍の附票謄本**※¹
（夫婦で1通、夫婦いずれか転入の場合）
- (3) 確認書及び誓約書（様式第2号）（夫婦各自1通ずつ）
- (4) 自治会加入証明書（様式第3号）
- (5) 母子健康手帳の写し（婚姻時に夫婦の両方又はいずれか一方が42歳以上の場合で
当該夫婦の子を出産した場合に限る）
- (6) その他 市長が必要と認める書類

※¹戸籍の附票抄本・附票謄本は**本籍地で取得**

- ・婚姻前の附票抄本は、婚姻する前の本籍地で取得
- ・抄本とは戸籍の一部（個人） 謄本とは戸籍の全員が記載
- ・附票とは住所の異動履歴が記載されたもの

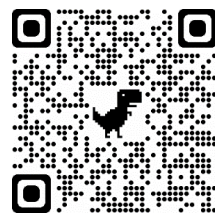
承認決定

②交付申請（※毎年1回（合計3回）手続きが必要です！）

※上記「承認決定」に記載される期間内に手続きをしてください。

【提出書類】

- (1) 結婚奨励金交付申請書（様式第5号）
- (2) **戸籍謄本**（本籍地で発行）
- (3) 住民票謄本
- (4) 雲仙市税（国保税を含む）の滞納がない証明書
（世帯全員：16歳以上の者に限る）
- (5) 結婚奨励金に係る調査承諾書（様式第6号）※²
- (6) 上記の承認決定通知書の写し
- (7) その他 市長が必要と認める書類



QRコードからホームページへ

※²結婚奨励金に係る調査承諾書（様式第6号）を提出した場合は、
以下の書類を省略できます。

- (3) 住民票謄本
- (4) 雲仙市税（国保税を含む）の滞納がない証明書

ただし、転入1年目の方で雲仙市で課税されていない場合は1月1日時点の
居住地の滞納がない証明書（完納証明書等）が必要です。

交付決定・補助金の交付

【問合せ先】 雲仙市役所 地域振興部 地域づくり推進課
〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
TEL:0957-38-3111 FAX:0957-38-2755